

昼夜開講制による教育の実施に関する申合せ

平成21年 1 月21日

研究科教授会承認

1. 目的

医療ならびに医学関連分野で活躍している社会人の学習機会を一層拡大するために、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条に定める教育方法の特例を活用して昼夜開講制による教育を実施する。

2. 社会人として入学志願できる者

官公庁、病院、企業等において医師、研究者等として勤務し、勤務成績が優秀であり入学後もその職（研修医、研修歯科医を除く）を有する者

3. 社会人の募集人員

特に制限はしない

4. 社会人の出願資格

- (1) 大学の医学、歯学又は獣医学（6年の課程）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者
- (4) 修士課程修了者等の文部科学大臣の指定した者
- (5) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院において認めた者で、24歳に達した者

5. 社会人に課す入学試験の学力検査

志望する教育研究科目と外国語（英語）

6. 社会人入学の出願書類

- (1) 入学願書、写真票、受験票〔所定用紙〕
- (2) 成績証明書
- (3) 卒業証明書又は修了証明書
- (4) 所属長の受験承諾書〔所定用紙〕
- (5) 志願理由書〔所定用紙〕

- (6) これまでの学会発表・論文発表等の活動、あるいは勤務先での業務内容等（A4用紙に記入）
- (7) 志望する教育研究分野の指導教員の指導承諾書〔所定用紙〕
- (8) 検定料（払込済の郵便振替払込受付証明書）を所定用紙に貼り付けること。

7. 社会人学生に対する授業の実施及び研究指導

本研究科修了の所要単位は、30単位以上（共通科目：基礎科目から6単位以上、学際科目から4単位、専門科目：所属する領域から14単位以上（所属の教育研究分野から8単位、所属の領域から6単位以上）、所属以外の領域から6単位以上の計20単位以上）とする。

- (1) 共通科目の授業については、指導教員が社会人学生と協議の上、遠隔講義を受講させることができる。また、学会等において筆頭演者及び筆頭著者として研究発表（症例報告含む。）をした場合は、それぞれセミナー（演習）2単位取得したものとして認定することができる。ただし、4単位を上限とする。
- (2) 専門科目の授業については、授業担当教員が社会人学生と協議の上、夜間その他特定の時間又は時期に開講することができる。
- (3) 研究指導（博士論文の作成等）については、指導教員が社会人学生と協議の上、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

附 記

- 1 この申合せは、平成19年度入学者から実施する。
- 2 平成18年度以前の入学者については、改正後の申合せにかかわらず、なお従前の例による。

附 記

この申合せは、平成21年1月21日から実施する。